この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

年分 医療費控除の明細書 【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

** (この控味を文ける方は、	ピルング		ではないりがなど	U ₀		
住 所			氏 名				
1 医療費通知に記載 医療費通知(※)を添付す	載された事項 する場合、右記の(1)~(3)を記 <i>7</i>	 \します。					
※医療保険者等が発行するB が記載されたものをいい	医療費の額等を通知する書類で、次		(1) 医療費通知に記載 された医療費の額	(2) (1)のうちその年中 に実際に支払った 医療費の額	(3) (2)のうち生命保険 や社会保険などで 補てんされる金額		
①被保険者等の氏名、②療	養を受けた年月、③療養を受けた 療所・薬局等の名称、⑤被保険者等		円	⑦ 円	② 円		
「領収書 1 枚」ごとではなく、 2 医療費(上記 1 以外)の明細 「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。							
(1) 医療を受けた方の 氏名	(2) 病院・薬局などの 支払先の名称		医療費の区分	(4) 支払った医療費 の額	(5)(4)のうち生命保険 や社会保険などで 補てんされる金額		
			療 □介護保険サービス ・ □ その他の医療費	円	円		
			療 □介護保険サービス 入 □その他の医療費				
		□ 診療・治 □ 医薬品購	療 □介護保険サービス 入 □その他の医療費				
		□診療・治	療 □介護保険サービス 入 □その他の医療費				
		□診療・治					
		□診療・治	療 □介護保険サービス				
		□診療・治					
			療□介護保険サービス				
		 □ 診療・治	療 □介護保険サービス				
		 □ 診療・治					
		□診療・治					
		□ 医薬品購□ 診療・治	療 □介護保険サービス				
		□ 医薬品購□ 診療・治	療 □介護保険サービス				
			入 □ その他の医療費療 □ 介護保険サービス				
		□ 医薬品購□ 診療・治	入 □ その他の医療費療 □ 介護保険サービス				
		医薬品購口診療・治					
		□ 医薬品購	入 □その他の医療費	<u> </u>			
	2 の 合 計	-			(A)		
医療	費の合計		A ((((()+(())))	F B ((1)+	-①) 円		
3 控除額の計算			· ·				
支払った医療費	(合計) 円	A					
保険金などで 補てんされる金額		В	1				
差引金額 (A - B)	(マイナスのときは0円)	С		一表の「所得金額等」の合			
所得金額の合計額		D	· 退	の場合には、それぞれの金額を 職所得及び山林所得がある場合 かに申告分離課税の所得がある。	・・・その所得金額		

Ε

F

G

(赤字のときは0円)

(最高200万円、赤字のときは0円)

□ ×0.05

回と10万円のいずれか 少ない方の金額

医療費控除額

(C - F)

(特別控除前の金額)

● <u>中日音第一致</u>の「所得が、 費控除欄に転記します。

なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の

「4繰越損失を差し引く計算」欄の⑩の金額を転記します。

∫ 申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療

医

要なお知らせ

平成29年分の確定申告から、「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、医療費の領収書の添付又は提示は必要 ありません。ただし、明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限等から5年間、税務署から領収書(医療費通 知に係るものを除きます。)の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書はご自宅等で保管してください。

|医療費控除の明細書の記載要領

この明細書は、所得税法第73条(医療費控除)の適用を受ける場合に使用します。この控除を受ける方は、セルフメディケー ション税制による医療費控除の特例を受けることができませんので、ご留意ください。

■ 医療費通知に記載された事項

医療費通知を添付する場合、(1)~(3)を記入します。

- 医療費通知とは、医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の事項が記載されたものをいいます。
 - ①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者 ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称
 - ⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称
- ※2 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費に関する医療費通知に限ります。
- ※3 医療費通知に保険者番号及び被保険者等記号・番号の記載がある場合、その番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。
- (1) 「医療費通知に記載された医療費の額」欄

自己が負担した医療費の合計額を記入します。通知が複数ある場合は、全て合計し記入します。

- (2)「(1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額」欄
 - (1)の医療費のうち、その年中に実際に支払った医療費の合計額を記入します。
 - ※ 医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので、領収書をご確認ください。
- (3)「(2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額」欄 生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受 け取った保険金や給付金(入院費給付金、出産育児一時金、高額 療養費など)がある場合に、その金額を記入します。
 - ※ 保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療 費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じ た場合であっても、他の医療費からは差し引きません。

保険金などで補てんされる金額が確定申告書を提出する時までに 確定していない場合には、その保険金などの見込額を記載します。 後日、保険金などを受け取った際に、その額が見込額と異なるとき は、申告内容を訂正してください。

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2)	(1)のうちその年中 に実際に支払った 医療費の額	(3)	(2)のうち生命保険 や社会保険などで 補てんされる金額
176,584 ^円	P	153,300 円	4	円

医療費通知に記載 された自己負担額 の合計額を記入し ます。

(1)で記入した医療費 のうち、その年中に 実際に支払った金額 を領収書等で確認し、 合計額を記入します。 (2)の医療費につ いて、保険金な どを受け取った 場合は、その金 額を記入します。

記入例

← 医療費(上記●以外)の明細

その年中に自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費について、領収書から必要事項を記入します。 なお、「領収書 1 枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

- (「**①医療費通知に記載された事項**」に記入したものについては、記入しないでください。)
- (1) 「医療を受けた方の氏名」欄

医療を受けた方の氏名を記入します。

- (2) 「病院・薬局などの支払先の名称」欄 診療を受けた病院や医薬品を購入した薬局などの支払先の 名称を記入します。
- (3) 「医療費の区分」欄

医療費の内容として該当するものを全てチェックします。

- (4) 「支払った医療費の額」欄 医療費控除の対象となる金額を記入します。
- (5)「(4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額」欄 上記❶(3)と同様です。

例) 国税太郎さんが○△病院に通院した場合

2月18日 診療: 6,500円 通院費(JR、○○バス) 往復780円 5月28日 診療: 5,500円 通院費(JR、○○バス) 往復780円 ○△病院計:12,000円 通院費計: 1,560円

- 「□その他の医療費」欄は、例えば、通院費、医療用器具の購入(いずれも 通常必要なものに限ります。)などがある場合にチェックします。
- 通院費の支払先が乗り継ぎ等により複数ある場合には、記入例のよ うにまとめて記入しても差し支えありません。
- 控除の対象となる医療費の範囲など、詳しくはパンフレット「医療費 控除を受けられる方へ」や国税庁ホームページをご覧ください。

ココル /5	П
はしへか	IJ

(1) 医療を受けた方の 氏名	(2)病院・薬局などの 支払先の名称	(3)医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5)(4)のうち生命保険 や社会保険などで 補てんされる金額
国税 太郎	○△病院	☑診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	12,000 円	円
//	JR、〇〇バス	□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 ☑ その他の医療費	1,560	

▮添付又は提示が必要な書類

◎ 市町村又は認定民間事業者による在宅療養の介護費用

- この「医療費控除の明細書」(添付)
- 医療費通知(原本)「● 医療費通知に記載された事項」に記入したものに限ります。(添付)
- 次の費用について医療費控除を受ける場合は、それぞれ該当する書類を取得する必要があります。

これらの書類に記載された①証明年月日、②証明書の名称及び③証明者の名称(医療機関名等)を明細書の適宜の欄又は欄外余白などに記載することで、添付又は提示を省略しても差し支えありません。この場合、添付等を省略した証明書などは、確定申告期限等から 5年間ご自宅等で保存する必要があります。

医師が発行した「おむつ使用証明書」 ついて医療費換除を受けることが2年日以降で介護保険法の要介護認定を受けている一定 の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。 温泉療養証明書 ◎ 温泉利用型健康増進施設の利用料金 ◎ 指定運動療法施設の利用料金 M 運動療法実施証明書 ◎ ストマ用装具の購入費用 ストマ用装具使用証明書 ◎ B型肝炎患者の介護に当たる同居の親族が受ける同ワクチンの接種費用 ○ 白内障等の治療に必要な眼鏡の購入費用

- 医師の診断書(その患者がB型肝炎にかかっており 医師による継続的治療を要する旨の記載のあるもの)
 - **処方箋**(医師が、白内障等一定の疾病名と治療を必要とする症状を記載したもの)
 - 在宅介護費用証明書